

委託業務特記仕様書（令和 8 年 5 月 1 日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第 1 条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成 2 1 年 4 月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成 2 1 年 4 月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成 2 1 年 4 月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第 2 条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成 2 1 年 4 月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成 2 1 年 4 月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成 2 1 年 4 月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

第 3 条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成 2 1 年 4 月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成 2 1 年 4 月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成 2 1 年 4 月」において、「徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部」とあるのは「徳島県県土整備部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第 4 条 当初業務委託料（税込み）が 1 0 0 万円を超え 5 0 0 万円未満及び、変更契約で業務委託料が 1 0 0 万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が 1 0 0 万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

（受発注者共同による品質確保）

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第10条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyu>
[u/](#)

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第12条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第 1 3 条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

環境調査業務 特記仕様事項

1. 目的

大津田川流域には「オグラコウホネ（スイレン科）」をはじめ、「ミズタカモジ（イネ科）」など多くの重要種（植物）が生育し、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省）としても選定されるなど、里地里山の多様な生態系が形成されている。

そのため、河川工事を進めるにあたり、重要種（植物）の保全対策に十分配慮する必要がある、これまでに施した保全対策のモニタリング調査、工事区間における移植などの保全対策を企画立案し、実施するものとする。

2. 業務内容

1) 打合せ

打ち合わせ協議は、原則として着手時 1 回、中間時 2 回（うち 1 回は環境アドバイザー協議）、成果納品時 1 回の計 4 回。

2) 重要種（植物）の保全対策

◆オグラコウホネ

工事予定区間において、直接的に工事の影響が及ぶオグラコウホネ群落を対象に保全対策を実施する

◆ミズタカモジ等

工事予定区間において、直接的に工事の影響が及ぶミズタカモジ等を対象に保全対策を実施する

なお、実施時期は、いずれも河川水位が確実に低下する 10 月頃とし、保全対策の実施箇所については、工事による直接的な影響がおよばない区間のうち、重要種（植物）に適した生育環境を選定することとする。

また、「オオフサモ」等、希少植物の生育に著しく支障を及ぼす外来種については、適宜駆除を行うこととし、駆除数量については変更契約の対象とする。

3) モニタリング調査

過年度、今年度に保全対策を実施したオグラコウホネ及びミズタカモジ等のモニタリング調査を行うとともに、現地において、オグラコウホネ、ミズタカモジ等の生育環境及び生育状況を記録（計測）する。

また、オグラコウホネの群落を把握するため、写真撮影（UAVを含む）等を行い、効率的に傾向管理できるよう調査を実施する。

調査回数については、3 回（秋季・冬季（オグラコウホネ）、春季（ミズタカモジ等））を想定。

4) 調査結果のとりまとめ

オグラコウホネ及びミズタカモジ等のモニタリング調査結果について整理し、周辺環境と生育状況の関係についてとりまとめる。

また、調査結果を踏まえ、今後の大津田川流域の保全対策（実施計画、外来種対策）について企画立案する。

5) 成果報告書の作成

後に効率的な傾向管理が可能となるよう、業務内容を取りまとめる。

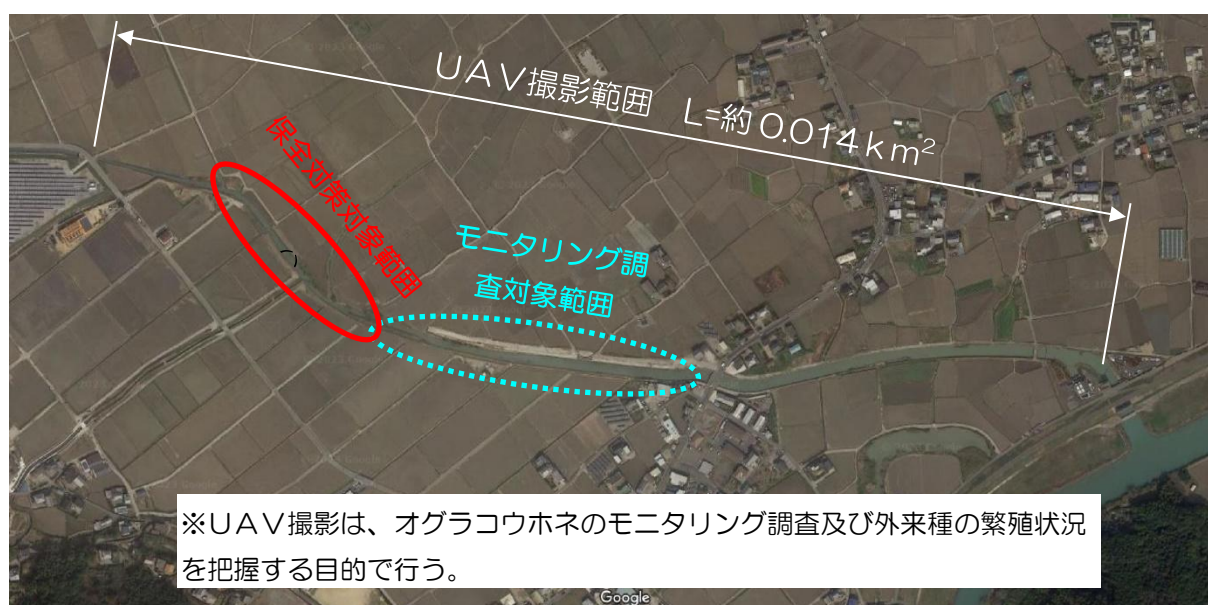


図-1 業務対象範囲